

平成31年2月12日

第90回 神戸市個人情報保護審議会

神戸市療育センター電子カルテシステム・
医事会計システムの構築について

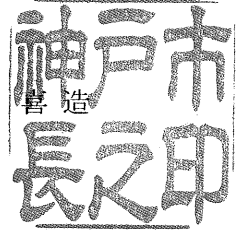
(こども家庭局)

神こここ第 4386 号

平成 31 年 2 月 12 日

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕 三 様

神戸市長 久 元



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、下記の事項について
貴会の意見を求めます。

記

神戸市療育センター電子カルテシステム・医事会計システムの構築について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当：こども家庭局こども企画育成部こども家庭支援課

神戸市療育センター電子カルテシステム・医事会計システムの構築について

(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関する事項)

◎条例第 11 条第 2 項に該当する情報

【電子カルテシステム】

患者基本情報

患者 ID、氏名、性別、生年月日、電話番号、住所、保険証番号、連絡先（住所、電話番号、氏名、続柄等）、所属（通園・通学先、クラス・学年等）

家族状況

家族構成（家族図）、氏名、続柄、性別、年齢、職業、所属、同居区分

成育歴

出生時の状況、成長の経過

生活状況

食事・排泄・睡眠・入浴の状況、ADL

◎発達状況

運動・感覚の状況、対人・社会性の状況、情緒・行動の状況、言語の状況、学習の状況

◎病状・障害の状況

主訴、症状、既往歴、現病歴、転帰

◎診療記録

病名、病状、治療内容、経過記録、指導記録（リハビリ・服薬）、検査結果、診断結果

◎禁忌・リスク

アレルギー（薬・食品・その他）、感染症、身体的リスク（心疾患、呼吸障害、その他）

◎医療機関・福祉サービス情報

他の医療機関の通院状況（医療機関名、主治医、治療内容）、障害福祉サービスの利用状況（事業所名、利用サービス）

◎社会保障情報

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等の種類と級数

◎紹介情報

他の医療機関より提供される診療情報、他の医療機関へ提供する診療情報

◎外来患者情報

診療科、予約日時、来院日時、診察の進捗状況

◎各種オーダー情報

処方・注射オーダー内容、検査オーダー内容、処置オーダー内容、リハビリオーダー内容

【医事会計システム】

患者基本情報

患者 ID、氏名、性別、生年月日、電話番号、住所、保険証番号、連絡先（住所、電話番号、氏名、続柄等）、所属（通園・通学先、クラス・学年等）

◎医事会計情報

傷病名、診療開始日、転帰、診療実日数、処置名、使用材料、処方薬剤、検査項目、指導項目、診療報酬点数

神戸市療育センター電子カルテシステム・医事会計システムの構築について

1. 趣旨

本市では、身近な地域で子どもの障害や発達の特성에応じた支援を行うため、市内3ヶ所に療育センターを設置している。

各療育センターには、障害児の診察・訓練を行うための診療所を医療法に基づき設置しているが、現在、診療所のカルテ（診療録）は紙ベースであり、診療記録、検査結果等の報告書、診断書その他の書類作成は、医師やその他の職員が手書きで行っている。

一方、診察や訓練の予約については、独自開発した「診療予約管理システム」（平成20年8月11日第35回個人情報保護審議会にて諮問済）を導入している。また、医事会計・レセプト請求業務については業務委託しており、受託業者が用意した「医事会計システム」により処理している。

この度、3ヶ所の療育センターに共通の電子カルテシステム・医事会計システムを導入することにより、患者情報を一元管理して診療業務を効率化するとともに、3療育センター間の情報連携を円滑化し、もって市民サービスの向上を図る。

2. システムの概要

(1) 電子カルテシステム

① 診療録（カルテ）の作成

患者の診療に必要な基本情報（氏名・住所・生年月日・保険情報等）、診療内容、検査・訓練記録、相談記録等を登録・管理する。

② 診断書等の作成

患者や他の医療機関等へ提供する診断書・診療情報提供書等の書類を作成する。

③ 診察予約等の管理

診察・検査・訓練、診察前の相談等の予約内容（日時等）を登録・管理する。

④ 患者情報の閲覧

各療育センター診療所職員（本システムにおいて利用者登録を行った者）が担当する患者情報を閲覧する。

(2) 医事会計システム

① 医事会計業務

窓口での受付登録、診療報酬請求内容・患者自己負担金の管理、領収書等の発行、レセプト請求データの作成を行う。

② 診療件数の統計

療育センターごとの初診・再診・検査・訓練等の件数の統計を行う。

3. 効果

(1) 患者情報の一元管理

現在、紙カルテ、診療予約管理システム、医事会計システムにより分散して管理されている患者情報を集約して、神戸市サーバ仮想化基盤上に構築する電子カルテシス

テム・医事会計システムで一体的に管理・運用することにより、患者情報の作成・管理にかかる労力・コストが削減され、情報セキュリティの向上が図られる。

(2) 患者情報の参照の迅速化

診察や訓練、医事会計等の診療所内の各種業務に関して、医師と看護師、相談支援員、心理判定員、セラピスト（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）、医事会計業務担当者等が、システム上の適切な権限設定のもとに、必要な患者情報を適宜迅速に参照できるようになり、スムーズな診療業務が可能になる。

(3) 診療記録・書類作成業務の効率化

手書きで行っていた診療記録や各種診断書・診療情報提供書等の書類作成を電子化することにより、事務処理に係る医師等の負担が軽減され、これまで以上に診療業務に集中して取り組むことが可能となる。

(4) 療育センター間の情報連携

療育センターの診療所間で、患者が転院する場合や、患者の診療方針について相談する際の診療情報の共有をシステム上で行うことにより、診療業務の効率化と患者に対するきめ細やかな診療が可能になる。

(5) 統計業務の効率化

診察件数等の各種統計データをシステム上で正確・効率的に作成することができるようになり、統計データの分析によって、療育センターの効果的な運営につなげることが可能となる。

(6) 療育センター業務の効率化による市民サービスの向上

上記(1)～(5)の効果として、療育センターの業務全体の効率化を通して、診療の質の向上等を図ることができ、市民サービスの向上に資することができる。

4. データ処理件数

3療育センターにおける年間診察件数 約 40,000 件

5. スケジュール

～平成 31 年 3 月 システムの構築、データ移行

平成 31 年 4 月～ 3療育センターにおいてシステム利用開始（予定）

6. 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」、「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」に基づき、以下のとおり厳格に対処する。

(1) システム上の保護

- ① 神戸市療育センター電子カルテシステム・医事会計システム（各療育センター、本庁（こども家庭支援課））の操作にあたっては、ID とパスワードによる個人認証を行い、端末機の操作を関係職員に限定するだけでなく、適切な権限設定により閲覧情報や利用機能を制限する。

- ② 個人情報に係るデータについてはクライアント端末には保存せず、神戸市サーバ仮想化基盤上の神戸市療育センター電子カルテシステム・医事会計システム専用サーバで厳重に管理する。
- ③ クライアント端末とサーバは、インターネットから分離された LGWAN（総合行政ネットワーク）内ネットワークにより接続し、外部からの接続を不可とする。ネットワークのルーティング設定及びファイアウォールの設定により、各療育センター及び本庁（こども家庭支援課）のクライアント端末以外からのアクセスを不可とする。
これにより、外部等からの不正アクセス行為を受けることを防止するとともに、コンピュータウイルスからの感染を防止する。
- ④ 各療育センター及び本庁（こども家庭支援課）のクライアント端末からシステム関連ファイルへのアクセスを制限する。
- ⑤ サーバ、クライアント端末のウイルス対策ソフトウェアの定義更新は、LGWAN（総合行政ネットワーク）を通じて自動配信を受ける。
- ⑥ サーバに保管されたデータについては、神戸市データセンター内において定期的に自動でバックアップを行う。
- ⑦ サーバへのアクセスログならびにシステムの操作ログ（ログイン、患者登録、変更等）を取得し、必要な期間システム内に保管する。

(2) 運用上の保護

- ① 端末機を利用する際のパスワードは定期的に変更するとともに、端末機の操作状況をサーバに記録する。
- ② 保存年限を経過したデータは速やかに消去し、データ記録媒体はデータシュレッダーなど記録内容を復元できない状態にして破棄する。
- ③ 保存年限を経過した帳票は、シュレッダーや焼却処分など確実に速やかに廃棄する。
- ④ 個人情報の適正な取扱いを担保するため、各療育センター及び本庁（こども家庭支援課）職員に対して必要な研修及び指導を行う。

(3) 外部委託にかかる個人情報の保護

委託業者との委託契約においては、個人情報の保護及び情報セキュリティの遵守について定めた委託契約約款や覚書に基づき、厳格に管理する。

療育センター電子カルテシステム・医事会計システム 全体構成図

